



損害賠償金支払契約公正証書

(不法行為)

第1条 債権者 ●●●● (以下、「甲」という。)は、〇〇〇〇〇を經營しているところ、債務者 ■■■■ (以下、「乙」という。)が平成□□年□月□日から同□□年□□月□□日までの間に行った不法行為により、甲に対し損害を与えたことを、甲及び乙は確認した。

(損害賠償債務の承認)

第2条 乙は、前条記載の不法行為について、甲に対し金■■■万円の損害賠償債務を負うことを認め、これを次条以下の条項に従って支払う旨を約した。

2 利息は、平成□□年□月□日から年〇パーセント (年365日日割計算)とする。

(損害金及び利息の支払)

第3条 乙は、甲に対し、前条第1項記載の損害金を、■■■回に分割して、平成□□年□月から同□□年□月まで、毎月末日限り1か月金■■■万円ずつ (ただし、最終回は金■■■万円)、甲の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、乙の負担とする。

2 乙は、甲に対し、前条第2項記載の既発生の利息を、平成〇〇年〇月から同〇〇年〇月まで、毎月末日限り元本に付して、甲の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、乙の負担とする。

(期限の利益の喪失)

第4条 乙は、次の事由が生じたときは、甲から通知・催告を受けることなく、当然に期限の利益を失い、第2条第1項の元本のほか同条第2項の既発生利息（いずれも既払分があれば控除する。）を直ちに支払う。

- ① 乙が第3条記載の元本及び利息の支払を2回以上連続して支払わないとき。
- ② 乙が他の債務につき仮差押え、仮処分又は強制執行を受けたとき。
- ③ 乙が他の債務につき競売開始、破産手続開始、民事再生手続開始の申立てがあったとき。
- ④ 乙が振出し、裏書、保証した手形、小切手が不渡りになったとき。
- ⑤ 国税滞納処分又はその例による差押えを受けたとき。

(遅延損害金)

第5条 乙が期限後又は期限の利益を失った場合は、期限の翌日又は期限の利益喪失日の翌日から第2条第1項の金■■■万円（既払分があれば控除する。）に対し完済まで、年6パーセントの割合による遅延損害金を支払

う。

(管轄裁判所)

第6条 甲、乙は、本契約に関する訴訟については、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意した。

(強制執行認諾)

第7条 乙は、本契約に基づく金銭債務の履行を遅滞したときは、直ちに、強制執行に服する旨陳述した。